

特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条 第十一条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条 第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十四条 第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（資力に乏しい者）</p> <p>第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許法第九十九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 在外者の手続の特例（第一条・第二条）</p> <p>第二章 特許権の存続期間の延長登録（第三条 第十一条）</p> <p>第三章 審査官、審判官及び審判書記官の資格（第十二条 第十三条の二）</p> <p>第四章 工業所有権審議会（第十三条の三）</p> <p>第五章 特許料の減免等（第十三条の四 第十六条）</p> <p>第六章 決定により特許出願とみなされる国際出願に係る特例（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特許料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十三条の四 特許法第七十九条第二項の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>（資力に乏しい者）</p> <p>第十四条 特許法第九十九条の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特許法第九十九条第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで（個人にあつてはロ及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）又は連結確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。）を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、ロ及びニ）のいずれにも該当すること。</p>

イ (略)
 ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後十年を経過していないこと。
 八・二 (略)

イ (略)
 ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後五年を経過していないこと。
 八・二 (略)

別表(第十三条の四関係)

- | | |
|-----|---------------------|
| 一 | 独立行政法人通信総合研究所 |
| 二 | 独立行政法人消防研究所 |
| 三 | 独立行政法人酒類総合研究所 |
| 四 | 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 |
| 五 | 独立行政法人国立国語研究所 |
| 六 | 独立行政法人国立科学博物館 |
| 七 | 独立行政法人物質・材料研究機構 |
| 八 | 独立行政法人防災科学技術研究所 |
| 九 | 削除 |
| 十 | 独立行政法人放射線医学総合研究所 |
| 十一 | 独立行政法人国立美術館 |
| 十二 | 独立行政法人国立博物館 |
| 十三 | 独立行政法人文化財研究所 |
| 十四 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所 |
| 十五 | 独立行政法人産業安全研究所 |
| 十六 | 独立行政法人産業医学総合研究所 |
| 十七 | 独立行政法人農林水産消費技術センター |
| 十八 | 独立行政法人種苗管理センター |
| 十九 | 独立行政法人家畜改良センター |
| 二十 | 独立行政法人肥飼料検査所 |
| 二十一 | 独立行政法人農薬検査所 |
| 二十二 | 独立行政法人林木育種センター |
| 二十三 | 独立行政法人さけ・ます資源管理センター |
| 二十四 | 独立行政法人水産大学校 |

二十五	削除
二十六	独立行政法人農業生物資源研究所
二十七	独立行政法人農業環境技術研究所
二十八	独立行政法人農業工学研究所
二十九	独立行政法人食品総合研究所
三十	独立行政法人国際農林水産業研究センター
三十一	独立行政法人森林総合研究所
三十二	削除
三十三	独立行政法人産業技術総合研究所
三十四	独立行政法人製品評価技術基盤機構
三十五	独立行政法人土木研究所
三十六	独立行政法人建築研究所
三十七	独立行政法人交通安全環境研究所
三十八	独立行政法人海上技術安全研究所
三十九	独立行政法人港湾空港技術研究所
四十	独立行政法人電子航法研究所
四十一	独立行政法人北海道開発土木研究所
四十二	独立行政法人海技大学校
四十三	独立行政法人航海訓練所
四十四	独立行政法人航空大学校
四十五	独立行政法人国立環境研究所
四十六	自動車検査独立行政法人
四十七	独立行政法人統計センター

実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第三条 （略）</p> <p>第四条 （略）</p>	<p>（登録料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第三条 法第三十一条第二項の政令で定める独立行政法人は、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）別表に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条 （略）</p>

意匠法施行令（昭和三十五年政令第十八号）（第三条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>1 3 (略)</p>
<p>現 行</p>	<p>1 意匠法第四十二条第二項の政令で定める独立行政法人は、特 許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）別表に掲げる独立行 政法人とする。 2 4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（商品及び役務の区分）</p> <p>第一条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。</p>	<p>（商品及び役務の区分）</p> <p>第一条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表第一のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。</p> <p>（登録料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第三条 商標法第四十条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>別表第一（第一条関係） （略）</p> <p>別表第二（第三条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 独立行政法人国立公文書館 二 独立行政法人通信総合研究所 三 独立行政法人消防研究所 四 独立行政法人酒類総合研究所 五 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 六 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 七 独立行政法人国立女性教育会館 八 独立行政法人国立青年の家 九 独立行政法人国立少年自然の家

十	独立行政法人国語研究所
十一	独立行政法人国立科学博物館
十二	独立行政法人物質・材料研究機構
十三	独立行政法人防災科学技術研究所
十四	削除
十五	独立行政法人放射線医学総合研究所
十六	独立行政法人国立美術館
十七	独立行政法人国立博物館
十八	独立行政法人文化財研究所
十九	独立行政法人国立健康・栄養研究所
二十	独立行政法人産業安全研究所
二十一	独立行政法人産業医学総合研究所
二十二	独立行政法人農林水産消費技術センター
二十三	独立行政法人種苗管理センター
二十四	独立行政法人家畜改良センター
二十五	独立行政法人肥飼料検査所
二十六	独立行政法人農薬検査所
二十七	独立行政法人農業者大学校
二十八	独立行政法人林木育種センター
二十九	独立行政法人さけ・ます資源管理センター
三十	独立行政法人水産大学校
三十一	削除
三十二	独立行政法人農業生物資源研究所
三十三	独立行政法人農業環境技術研究所
三十四	独立行政法人農業工学研究所
三十五	独立行政法人食品総合研究所
三十六	独立行政法人国際農林水産業研究センター
三十七	独立行政法人森林総合研究所
三十八	削除
三十九	独立行政法人経済産業研究所
四十	独立行政法人工業所有権総合情報館
四十一	独立行政法人産業技術総合研究所

四十二	独立行政法人製品評価技術基盤機構
四十三	独立行政法人土木研究所
四十四	独立行政法人建築研究所
四十五	独立行政法人交通安全環境研究所
四十六	独立行政法人海上技術安全研究所
四十七	独立行政法人港湾空港技術研究所
四十八	独立行政法人電子航法研究所
四十九	独立行政法人北海道開発土木研究所
五十	独立行政法人海技大学校
五十一	独立行政法人航海訓練所
五十二	独立行政法人海員学校
五十三	独立行政法人航空大学校
五十四	独立行政法人国立環境研究所
五十五	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
五十六	自動車検査独立行政法人
五十七	独立行政法人統計センター
五十八	独立行政法人教員研修センター
五十九	独立行政法人原子力安全基盤機構

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）（第五条関係）

改正案							現行						
<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>							<p>（特許法関係手数料） 第一条（略） 2 特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>						
一	（略）	円 一件につき 一万六千	一	（略）	円 一件につき 二万四千	一	（略）	円 一件につき 二万四千					
二	（略）	円 一件につき 二万六千	二	（略）	円 一件につき 三万五千	二	（略）	円 一件につき 三万五千					
三	（略）	円 一件につき 一万六千	三	（略）	円 一件につき 二万千円	三	（略）	円 一件につき 二万千円					
四	（略）	円 一件につき 一万六千	四	（略）	円 一件につき 二万千円	四	（略）	円 一件につき 二万千円					
五	（略）		五	（略）		五	（略）						
六	（略）	一件につき 十六万八千六百円に 一請求項につき 四千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約	六	（略）	一件につき 八万四千三百円に 一請求項につき 二千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（	六	（略）	一件につき 八万四千三百円に 一請求項につき 二千円を加えた額（特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（					

<p>3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号まで、第七号及び第十三号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 特許法第九十五条第九項の政令で定める額は、同条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額とする。</p> <p>(資力に乏しい者)</p> <p>第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次</p>	<p>七十四 (略)</p> <p>(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。)を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬二千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき十五萬千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額)</p>
--	--

<p>3 特許法第九十五条第六項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第七号まで及び第十三号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(資力に乏しい者)</p> <p>第一条の二 特許法第九十五条の二の政令で定める要件は、次</p>	<p>七十四 (略)</p> <p>(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。)を作成した国際特許出願にあつては一件につき一萬六千九百円に一請求項につき四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき六萬七千四百円に一請求項につき千六百円を加えた額)</p>
--	---

のとおりとする。

一 (略)

二 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで(個人にあつては口及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。))又は連結確定申告書(法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。))を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、口及びニ)のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後十年を経過していないこと。

ハ・ニ (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 (略)

2 (略)

3 実用新案法第五十四条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第三号まで及び第五号の中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)

第二条の二 実用新案法第五十四条第十項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならぬ。

一(三) (略)

2 (略)

のとおりとする。

一 (略)

二 特許法第九十五条の二第二号に掲げる者にあつては、次条第一項の申請書を提出する日において、イからニまで(個人にあつては口及びハ、法人でその設立の日の属する事業年度の確定申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。))又は連結確定申告書(法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。))を提出すべき期限が到来していないものにあつてはイ、口及びニ)のいずれにも該当すること。

イ (略)

ロ 設立の日(合併により設立された法人にあつてはその合併により消滅した法人の設立の日のうち最も早い日、個人にあつてはその事業を開始した日)以後五年を経過していないこと。

ハ・ニ (略)

(実用新案法関係手数料)

第二条 (略)

2 (略)

3 実用新案法第五十四条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第五号までの中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。

(実用新案技術評価の請求の手数料の減免)

第二条の二 実用新案法第五十四条第九項の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならぬ。

一(三) (略)

2 (略)

(意匠法関係手数料)

第三条 (略)

2 (略)

3 意匠法第六十七条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一 三 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 (略)

2 (略)

3 商標法第七十六条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第三号までの中欄に掲げる者及び同表第七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一 五 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)

第五条 (略)

2 (略)

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

附則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)(第十

(意匠法関係手数料)

第三条 (略)

2 (略)

3 意匠法第六十七条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一 三 (略)

(商標法関係手数料)

第四条 (略)

2 (略)

3 商標法第七十六条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第三号までの中欄に掲げる者及び同表第七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一 五 (略)

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律関係手数料)

第五条 (略)

2 (略)

3 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第五項の政令で定める手数料は、第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号並びに第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者が、同法第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める場合に納付すべき手数料とする。

附則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「八万四千三百円に一請求項につき二千円」とあるのは「七万七千三百円に一発明(特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。)(第十

八条(1)に規定する国際調査報告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十万千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願にあつては一件につき十五万千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額」とあるのは、「十五万四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一万八千円を加えた額」と、同表第十一号中、「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」と、同表第十三号中、「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

き九千円」と、「一万六千九百円に一請求項につき四百円」とあるのは、「一万五千五百円に一発明につき千八百円」と、「六万七千四百円に一請求項につき千六百円」とあるのは、「六万八千八百円に一発明につき七千二百円」と、同表第十一号中、「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」と、同表第十三号中、「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）

改 正 案

現 行

（特定試験研究機関）

第三条 法第十二条第一項の政令で定める国の試験研究機関は、別表第一に掲げる機関とする。

（手数料）

第三条 法第十二条第六項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第三項に規定する手数料とする。

（手数料の特例）

第四条 法第十二条第五項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の中欄に掲げる者が納付すべき手数料及び同条第三項に規定する手数料とする。

第五条 法第十二条第六項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第一条第三項に規定する手数料とする。

第六条 法第十二条第七項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。

第四条 法第十二条第八項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第一条第二項の表第一号、第二号、第六号及び第七号の中欄に掲げる者に係るものとする。

第七条 法第十二条第九項において準用する同条第五項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第二条第二項の表第四号の中欄に掲げる者が納付すべき手数料及び同条第三項に規定する手数料とする。

第八条 法第十二条第九項において準用する同条第六項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第二条第三項に規定する

第五条 法第十二条第十項（法第十三条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第十二条第六項の政令で定

手数料とする。

第九条 法第十二条第九項において準用する同条第七項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。

第十条 (略)

(特許料の軽減の手續)

第十一条 法第十三条第三項の規定により特許料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の番号
- 三 特許料の軽減を受けようとする旨

2 前項の申請書には、当該特許出願が法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

(特許料の軽減)

第十二条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

める手数料は、特許法等関係手数料令第二条第三項に規定する手数料とする。

第六条 法第十二条第十項(法第十三条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第十二条第八項の政令で定める手数料は、特許法等関係手数料令第五条第三項に規定する手数料のうち同令第二条第二項の表第一号及び第四号の中欄に掲げる者に係るものとする。

(特定試験研究機関)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める国の試験研究機関は、別表第一に掲げる機関とする。

第八条 (略)

(出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第十三条 法第十三条第四項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする同条第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該特許出願の番号
- 三 出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨
- 2 前項の申請書には、当該特許出願が法第十三条第一項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

(出願審査の請求の手数料の軽減)

第十四条 特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、特許法等関係手数料令第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

別表第一(第三条関係)

一(二)(略)

三(十二)(略)

別表第二(第十条関係)

- 一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二 独立行政法人消防研究所
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館

別表第一(第七条関係)

一(二)(略)

- 三 厚生労働省国立病院(研究所、研究部その他の厚生労働省令で定める部課等が置かれるものに限る。)
- 四 厚生労働省国立療養所(研究所、研究部その他の厚生労働省令で定める部課等が置かれるものに限る。)
- 五(十四)(略)

別表第二(第八条関係)

- 一 独立行政法人通信総合研究所
- 二 独立行政法人消防研究所
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 五 独立行政法人国立科学博物館

六	獨立行政法人物質・材料研究機構
七	獨立行政法人防災科學技術研究所
八	獨立行政法人放射線醫學綜合研究所
九	獨立行政法人國立美術館
十	獨立行政法人國立博物館
十一	獨立行政法人科學技術振興機構
十二	獨立行政法人理化學研究所
十三	獨立行政法人宇宙航空研究開發機構
十四	獨立行政法人日本スポーツ振興センター
十五	獨立行政法人海洋研究開發機構
十六	獨立行政法人國立健康・栄養研究所
十七	獨立行政法人産業安全研究所
十八	獨立行政法人産業醫學綜合研究所
十九	獨立行政法人國立病院機構
二十	獨立行政法人医薬品医療機器綜合機構
二十一	獨立行政法人家畜改良センター
二十二	獨立行政法人水産大学校
二十三	獨立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
二十四	獨立行政法人農業生物資源研究所
二十五	獨立行政法人農業環境技術研究所
二十六	獨立行政法人農業工学研究所
二十七	獨立行政法人食品綜合研究所
二十八	獨立行政法人國際農林水産業研究センター
二十九	獨立行政法人森林綜合研究所
三十	獨立行政法人水産綜合研究センター
三十一	獨立行政法人産業技術綜合研究所
三十二	獨立行政法人製品評価技術基盤機構
三十三	獨立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
三十四	獨立行政法人情報処理推進機構
三十五	獨立行政法人土木研究所
三十六	獨立行政法人建築研究所
三十七	獨立行政法人交通安全環境研究所

六	獨立行政法人物質・材料研究機構
七	獨立行政法人防災科學技術研究所
八	削除
九	獨立行政法人放射線醫學綜合研究所
十	獨立行政法人文化財研究所
十一	獨立行政法人國立健康・栄養研究所
十二	獨立行政法人産業安全研究所
十三	獨立行政法人産業醫學綜合研究所
十四	削除
十五	獨立行政法人農業生物資源研究所
十六	獨立行政法人農業環境技術研究所
十七	獨立行政法人農業工学研究所
十八	獨立行政法人食品綜合研究所
十九	獨立行政法人國際農林水産業研究センター
二十	獨立行政法人森林綜合研究所
二十一	削除
二十二	獨立行政法人産業技術綜合研究所
二十三	獨立行政法人製品評価技術基盤機構
二十四	獨立行政法人土木研究所
二十五	獨立行政法人建築研究所
二十六	獨立行政法人交通安全環境研究所
二十七	獨立行政法人海上技術安全研究所
二十八	獨立行政法人港湾空港技術研究所
二十九	獨立行政法人電子航法研究所
三十	獨立行政法人北海道開發土木研究所
三十一	獨立行政法人航海訓練所
三十二	獨立行政法人國立環境研究所

- 三十八 獨立行政法人海上技術安全研究所
- 三十九 獨立行政法人港灣空港技術研究所
- 四十 獨立行政法人電子航法研究所
- 四十一 獨立行政法人北海道開發土木研究所
- 四十二 獨立行政法人海技大學校
- 四十三 獨立行政法人航海訓練所
- 四十四 獨立行政法人鐵道建設・運輸施設整備支援機構
- 四十五 獨立行政法人國立環境研究所

改正案	現行
<p>（大学の研究者等に係る特許料の軽減の手續）</p> <p>第一条 産業技術力強化法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 当該特許出願の番号</p> <p>三 法第十六条第一項各号に掲げる者のいずれに該当するかの別</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第十六条第一項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 その申請に係る特許発明が当該独立行政法人（法第十六条第一項第三号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の独立行政法人研究者（同号に規定する独立行政法人研究者をいう。次号及び第四条第四項において同じ。）がした職務発明であることを証する書面</p> <p>二 その申請に係る特許発明について当該独立行政法人が前号の独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面</p> <p>5 法第十六条第一項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 その申請に係る特許発明が当該公設試験研究機関（法第十六条第一項第四号に規定する公設試験研究機関をいう。次号及び第四条第五項において同じ。）の公設試験研究機関研究者（法第十六条第一項第四号に規定する公設試験研究機関研究者をいう。次号及び第四条第五項において同じ。）がした職務発明であることを証する書面</p>	<p>（大学の研究者等に係る特許料の軽減の手續）</p> <p>第一条 産業技術力強化法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 当該特許出願の番号</p> <p>三 法第十六条第一項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別</p> <p>四（略）</p> <p>2・3（略）</p>

二 その申請に係る特許発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(試験研究に関する業務を行う独立行政法人)

第三条の二 法第十六条第一項第三号の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。

(大学の研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第四条 法第十六条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 法第十六条第二項各号に掲げる者のいずれに該当するか

四 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条第二項第三号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該独立行政法人の独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該独立行政法人が前号の独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

5 法第十六条第二項第四号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 その申請に係る発明が当該公設試験研究機関の公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面

二 その申請に係る発明について当該公設試験研究機関の設置者が前号の公設試験研究機関研究者から特許を受ける権利を承継したことを証する書面

(大学の研究者等に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第四条 法第十六条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 当該特許出願の表示

三 法第十六条第二項第一号に掲げる者又は同項第二号に掲げる者の別

四 (略)

2・3 (略)

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 特定事業主(常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の個人(以下この号において「中小事業主」という。)(であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日(以下この条において「申請書提出日」という。)(の属する年の前年(申請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七条第一項第三号に規定する開発費をいう。))の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。))が百分の三を超えるもの(申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)をいう。次号において同じ。)

ロ その特許発明が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて行われる研究開発等事

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者)

第六条 法第十七条第一項及び第二項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

一 法第十七条第一項第一号及び第二項第一号に掲げる者にあつては、特定事業主(常時使用する従業員の数が三百人(小売業に属する事業を主たる事業として営む者については五十人、卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については百人、旅館業に属する事業を主たる事業として営む者については二百人、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))に属する事業を主たる事業として営む者については九百人)以下の個人(以下この号において「中小事業主」という。)(であつて、次条第一項又は第九条第一項の申請書を提出する日(以下この条において「申請書提出日」という。)(の属する年の前年(申請書提出日の属する月が一月から三月までである場合には、前々年)において試験研究費等比率(一年間における試験研究費及び開発費(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七条第一項第三号に規定する開発費をいう。))の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合をいう。以下この号において同じ。))が百分の三を超えるもの(申請書提出日において事業を開始した日以後二十七月を経過していない中小事業主のうち試験研究費等比率を算定することができないものにあつては、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの)をいう。次号において同じ。)

業（同法第二条第四項に規定する研究開発等事業をいう。以下同じ。）の成果に係るもの（当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

ハ その特許発明が新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第二条第七項に規定する特定補助金を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該特定補助金を交付された同項に規定する特定中小企業者に該当する個人

ニ その特許発明が中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新（同法第二条第三項に規定する経営革新をいう。以下同じ。）のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する個人

二 法第十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 八（略）

ニ その特許発明が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業の成果に係るもの（当該認定研究開発等事業計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）である場合において、当該研究開発等事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

ホ その特許発明が新事業創出促進法第二条第七項に規定する特定補助金を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から起算して二年以内

二 法第十七条第一項第二号及び第二項第二号に掲げる者にあつては、次のいずれかに該当する者

イ 八（略）

に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者

へ、その特許発明が中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係るもの(当該承認経営革新計画の終了の日から起算して二年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該経営革新のための事業を行う同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手続)

第七条 (略)

一(四) (略)

2 法第十七条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、前条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証する書面

二・三 (略)

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第九条 (略)

2 法第十七条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、第六条第一号イからニまでのいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六条第二号イからへまでのいずれかに該当することを証する書面

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る特許料の軽減の手続)

第七条 (略)

一(四) (略)

2 法第十七条第一項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、前条第一号に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第一項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 前条第二号イからハまでのいずれかに該当することを証する書面

二・三 (略)

(産業技術力の強化を図るため特に必要な者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続)

第九条 (略)

2 法第十七条第二項第一号に掲げる者が前項の申請書を提出する場合には、第六条第一号に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 法第十七条第二項第二号に掲げる者が第一項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第六条第二号イからハまでのいずれかに該当することを証する書面

二・三 (略)

別表(第三条の二関係)

- 一 独立行政法人情報通信研究機構
- 二 独立行政法人消防研究所
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人造幣局
- 五 独立行政法人国立印刷局
- 六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
- 七 独立行政法人国立科学博物館
- 八 独立行政法人物質・材料研究機構
- 九 独立行政法人防災科学技術研究所
- 十 独立行政法人放射線医学総合研究所
- 十一 独立行政法人国立美術館
- 十二 独立行政法人国立博物館
- 十三 独立行政法人科学技術振興機構
- 十四 独立行政法人理化学研究所
- 十五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 十七 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十八 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- 十九 独立行政法人産業安全研究所
- 二十 独立行政法人産業医学総合研究所
- 二十一 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 二十二 独立行政法人国立病院機構
- 二十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
- 二十四 独立行政法人家畜改良センター
- 二十五 独立行政法人水産大学校
- 二十六 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
- 二十七 独立行政法人農業生物資源研究所
- 二十八 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十九 独立行政法人農業工学研究所

二・三 (略)

- 三十 独立行政法人食品総合研究所
- 三十一 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 三十二 独立行政法人森林総合研究所
- 三十三 独立行政法人水産総合研究センター
- 三十四 独立行政法人産業技術総合研究所
- 三十五 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 三十六 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三十七 独立行政法人情報処理推進機構
- 三十八 独立行政法人土木研究所
- 三十九 独立行政法人建築研究所
- 四十 独立行政法人交通安全環境研究所
- 四十一 独立行政法人海上技術安全研究所
- 四十二 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 四十三 独立行政法人電子航法研究所
- 四十四 独立行政法人北海道開発土木研究所
- 四十五 独立行政法人海技大学校
- 四十六 独立行政法人航海訓練所
- 四十七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 四十八 独立行政法人国立環境研究所

改正案	現行
<p>第二条 法第七条第六号に規定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）<u>第一百七条第三項の規定により納付すべき特許料及び同法第九十五条第五項及び第六項の規定により納付すべき手数料、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）<u>第三十一条第三項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第四項及び第五項の規定により納付すべき手数料、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）<u>第四十二条第三項の規定により納付すべき登録料及び同法第六十七条第四項の規定により納付すべき手数料、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）<u>第四十条第四項（同法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき登録料及び同法第七十六条第四項の規定により納付すべき手数料並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）<u>第四十条第四項の規定により納付すべき手数料</u></u></u></u></u></p> <p>五（略）</p>	<p>第二条 法第七条第六号に規定するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）<u>第一百七条第四項の規定により納付すべき特許料及び同法第九十五条第六項の規定により納付すべき手数料、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）<u>第三十一条第四項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第五項の規定により納付すべき手数料、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）<u>第四十二条第四項の規定により納付すべき登録料及び同法第六十七条第五項の規定により納付すべき手数料、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）<u>第四十条第五項（同法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき登録料及び同法第七十六条第五項の規定により納付すべき手数料並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）<u>第四十条第五項の規定により納付すべき手数料</u></u></u></u></u></p> <p>五（略）</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五（略） 十六 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項及び第五項（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第四項において準用する場合を含む。）並びに第六項 十七 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項及び第三項並びに第五十四条第三項から第五項まで 十八 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第二項及び第三項並びに第六十七条第三項及び第四項 十九 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第三項及び第四項（同法第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）並びに第七十六条第三項及び第四項 二十～三十三（略） 三十四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項及び第四項 三十五～四十四（略） 2（略）</p>	<p>（他の法令の準用） 第三十一条 次の法令の規定については、公社を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～十五（略） 十六 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第二項から第四項まで及び第九十五条第四項から第六項まで（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条第四項において準用する場合を含む。） 十七 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第二項から第四項まで及び第五十四条第三項から第五項まで 十八 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第二項から第四項まで及び第六十七条第三項から第五項まで 十九 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第三項から第五項まで（同法第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）及び第七十六条第三項から第五項まで 二十～三十三（略） 三十四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十条第三項から第五項まで 三十五～四十四（略） 2（略）</p>